## 国立大学法人神戸大学契約等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程(平成16年4月1日制定。以下「契約規程」という。) 第49条の規定に基づき、国立大学法人神戸大学(以下「本学」という。)の契約に関し、必要な事項を定めるもの とする。

#### (用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 検査 国立大学法人神戸大学会計規則第44条第2項(平成16年4月1日制定。以下「会計規則」という。)に 規定する給付の完了の確認をするための必要な検査とは、検品、受領(確認)、検収によることとし、その内 容は次号のとおりとする。
  - (2) 検品 業者からの納品の際に、納品書と納品物が相違ないか、数量が合っているかを確認することをいう。
  - (3) 受領 検品後、発注者(教員等)が、仕様及び性能の確認を行い業者から納品物を受け取る行為をいう。
  - (4) 確認 (履行) 物品購入以外の契約において、発注者 (教員等) が業務等の実施されたことを、書面等により確認する行為をいう。
  - (5) 検収 物品購入においては、検品、受領された後に、会計担当者が業者からの納品書を確認し、債務認識することをいう。物品購入以外においては、業務実施確認後、会計担当者が債務認識することをいう。
  - (6) 検品担当者 検品を行う職員をいう。
  - (7) 検査担当者 1号に定める検査について責任を負う者をいう。

### (購入依頼・経費申請,発注及び責任)

- 第3条 発注は、購入依頼・経費申請データ及び部局における確定データに基づき、契約担当部署において行うこと を原則とする。
- 2 購入依頼データに基づく部局事務(医学部,附属図書館を除く。)としての発注・契約は1取引100万円未満の購買((ただし,固定資産に計上するものは除く。)以下「部局発注」という。)とし,本部事務としての発注・契約は1取引100万円以上の購買(ただし,固定資産に計上するものは全て含む。)とする。
- 3 部局事務は、支出について本部事務へ依頼するときは、債務計上依頼書により行うものとし、経理責任者の決裁を受けること。
- 4 教員等が物品の購入等を行う場合は、「購入依頼」(未発注購入依頼)と「教員発注」(発注済購入依頼)の2つの方法により行うものとし、「教員発注」は、教員等の使用可能な予算の範囲内で、1取引50万円未満の契約のうち、物品購入、論文等の校正・校閲・翻訳業務及び機器等の修繕(工事を除く)に限り行えるものとする。
- 5 「教員発注」(発注済購入依頼)を行った場合は、速やかに発注済購入依頼入力を行い、発注の控え(発注書、 発注メモ、メール等)を保管すること。
- 6 教員等は、自ら発注することについて「発注先選択の公平性」と「発注金額の適正性」の説明責任を負うととも に、故意若しくは重大な過失によって本学に損害を与えた場合は「弁償」の責任を負うこと。
- 7 部局事務は、部局発注により契約を行うとき、又は本部事務へ契約を依頼するとき、若しくは教員発注により契約が行われたときは、日次購買一覧表により経理責任者の決裁を受けること。

## (仕様書の作成)

- 第4条 次の各号の定めに従い仕様書を作成すること。
  - (1)政府調達に関する協定が適用される物品等の購入にあっては、「国立大学法人神戸大学における大型設備の調達に係る仕様の策定等に関する取扱要項」に従い仕様書を作成すること。
  - (2)前号に定める以外の契約にあっては、予定価格が50万円以上となるものは仕様書を作成すること。
  - (3)前号の規定に関わらず、カタログ等資料をもってこれに代えることができると判断される場合又は機種を特定した物品の購入等で、設置、据付条件等を指示する必要がない場合はこれを省略することができるものとする。

#### (予定価格書の省略)

第5条 契約規程第33条第2号の規定により予定価格書その他書面による予定価格の積算を省略できるものは予定 価格が300万円未満の契約とする。ただし、予定価格が100万円(工事については250万円)以上となるものは、 納入実績や参考見積書等により予定価格が妥当と判断できる書類を添付し支出契約決議書(第2号様式)により決裁を受けるものとする。

#### (見積書の徴取の省略)

第6条 契約規程第34条第3号の規定により見積書の徴取を省略しても支障がないと認めるものは、予定価格が100 万円未満の契約とする。

#### (契約伺)

- 第7条 次の各号に掲げる行為を行おうとするときは、見積又は入札を行うことについて、契約伺書(第1号様式) により決裁を受けること。
  - (1)予定価格が300万円以上の工事,売買,貸借,請負その他契約。
  - (2)契約書の作成を要する場合。
  - (3) 契約締結後においてやむを得ない事情により契約の変更又は解約をする必要が生じた場合。

### (契約決議)

第8条 予定価格が100万円以上の工事,売買,貸借,請負及びその他の契約並びに固定資産に計上する必要がある 契約を行おうとする時は、支出契約決議書(第2号様式)により、本部事務の担当課長の決裁を受けること。

### (入札及び契約保証金)

第9条 契約規程第10条及び同規程第40条で規定する契約担当役が認めるものとは、国立大学法人神戸大学入札及び契約保証金等取扱要領(平成17年2月16日制定)別表1の区分欄イからクに定める種類欄のものとする。

#### (契約書作成の省略)

第10条 契約規程第36条第4号の,契約担当役が必要がないと認める場合とは,国,地方公共団体,独立行政法人等との間において行う契約(収入原因契約,受託契約及び委託契約を除く。)とする。

#### (入札・見積結果報告)

第11条 見積合わせ若しくは入札を実施した場合は、入札(見積)結果表(第7号様式)に速やかに記録し、見積 書若しくは入札書とともに決裁を受けるものとする。

## (契約何書及び支出契約決議書の添付書類等)

- 第12条 契約伺書及び支出契約決議書に必要な主な書類は別表1のとおりとする。
- 2 変更契約伺書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - (1)変更理由書
  - (2)変更契約書(案)
  - (3)予定価格書又は変更契約額(単価)算出資料
  - (4) 見積書
  - (5)単価契約にあっては, 所要見込額調書
  - (6) その他参考となる資料
- 3 解約伺書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - (1)解約理由書
  - (2)解約通知書(案)
  - (3)その他参考となる資料

## (機種選定)

- 第13条 物品の調達(賃貸借等含む)にあたり、機種を選定する必要がある場合は、予算責任者は別に定めるところにより、機種選定を行うものとする。
- 2 経理責任者は、本部事務に契約を依頼するときは機種選定理由書を日次購買一覧表の写し又は契約依頼書に添え

て提出すること。

#### (立替金支払)

- 第14条 実施細則第9条の規定により、立替金支払を行うことができる金額は原則10万円未満の取引とする。立 替金支払いを行った者は、経費精算申請書(第9号様式)に理由を明記し、取得物品に納品書・領収書を添えて部 局事務に提出し、会計担当者の確認を受け、部局事務内の決裁を得るものとする。なお、領収書は品目が明らかな レシートでも可とする。
- 2 実施細則第9条第3号の規定中、特別の事情により担当理事が立替金支払いを必要と認めた場合とは、次の各 号に掲げるものとする。
  - (1)各種学会の年会費を支払う場合。
  - (2)年会費と同時に学会誌代金を支払う場合。
  - (3) 学会等に出席するため、参加費を支払う場合。
  - (4)出張先で文献複写,物品購入等が必要となり現金で支払う場合(飲食費は除く。)。
  - (5)学術論文の投稿料,掲載料を支払う場合。
  - (6) 投稿した論文の別刷誌を購入する場合。
  - (7)国,地方公共団体,公法人,公益法人に対価を支払う場合。
  - (8) 自動車を使用して出張した場合の駐車料,燃料費等を支払う場合。
  - (9)郵送料,通信料の類で現金,代引でないと決済できない場合。
  - (10)招聘外国人に対して謝金を支払う場合。
  - (11)刊行物の購入で契約方式が年間購読等であり、現金等で支払を必要とする場合。
  - (12) タクシー利用に際し現金でないと支払いができない場合。
  - (13) その他担当理事が必要と認めた場合。

#### (前金払)

- 第15条 実施細則第12条第9号の規定中特別の事情により担当理事が前金払を必要と認めた経費とは、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 学会の年会費を支払う場合。
  - (2)年会費と同時に学会誌代金を支払う場合。
  - (3) 学会等に出席するため、参加費を支払う場合。
  - (4)学術論文の投稿料,掲載料を支払う場合。
  - (5) 投稿した論文の別刷誌を購入する場合。
  - (6)刊行物の購入で契約方式が年間購読等であり、前金払を必要とする場合。
  - (7)外国との取引で支払い条件が前払いの場合。
  - (8) 施設使用料等で前金払を必要とする場合。
  - (9)その他担当理事が必要と認めた場合。

#### (概算払)

- 第16条 実施細則第13条第5号の規定中特別の事情により担当理事が概算払を必要と認めた経費とは、次に掲げる場合とする。
  - (1)外国出張等で前渡金を必要とする場合。
  - (2) その他担当理事が必要と認めた場合。

## (随意契約)

- 第17条 契約規程第27条第1項第1号から第3号を適用し随意契約を行う場合は、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1)契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
    - イ 不動産の購入又は借入契約を行うとき。
    - ロ 本学の行為を秘密に する必要があるとき。
    - ハ 運送又は保管をさせるとき。
    - ニ 法令により価格が統一されている物件又は役務についての 買入,売り払い又は役務提供契約を行うとき。

- ホ 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは 役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- へ 特定の販売業者以外では販売されていないものを買い入れるとき。
- ト 既に調達した物品等(以下この号において「既調達物品等」という。)の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する場合にあって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達した場合既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
- チ 官報,新聞等に広告等を掲載する場合で契約の相手方が特定されているとき。
- リ 本学の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をするとき。
- (2)緊急の必要により、競争に付することができないとき。
  - イ 天災等により損傷等を受けた財産の補修等を緊急に行う必要があるとき。
  - ロ 天災等による避難住民を受け入れた場合,当該住民に支給する物資を調達するとき。
  - ハ 緊急に手術等を行うため医療材料等を調達するとき。
- (3)競争に付することが不利と認められるとき。
  - イ 現に契約履行中の工事,製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行 させることが,不利となるとき。
  - ロ 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売り惜しみその他の理由により価格 を騰貴させるおそれがあるとき。
  - ハ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
  - ニ 関係業者が通謀して競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
  - ホ 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。

### (複数年契約)

第18条 契約規程第38条で規定する複数年での契約を行うことができる代表的な例は、別表2のとおりとする。

## (リース契約)

第19条 リース契約を締結しようとする場合は、その取引がファイナンスリースかオペレーティングリースかを判断し、ファイナンスリースに該当するものは、通常の売買処理に準じた会計処理が必要なことから、固定資産に計上するものについて、物件相当額を算定すること。

### (検査)

- 第20条 検査担当者は、会計規則第44条第2項に規定する検査を、検品・検収フローチャートに基づき行うものと する。
- 2 会計担当者は、会計業務システムに検収入力を行い、債務計上票を出力し経理責任者の決裁を受けること。
- 3 検収日は、原則として債務計上日とするが、賃貸借・保守等の継続した契約(月末の勤務時間内に検収できないもの)については、月末(土日を含む)を債務計上日とし、検収日は翌第一営業日とする。
- 4 監督及び検査等において特に専門的知識又は技術を必要とする場合は、原則として関係教員等を特別監督職員 又は特別検査職員(会計規則第44条第1項及び第2項の規定に基づき監督又は検査を行う職員をいう。)に任命す るものとし、あらかじめ、部局長から契約担当役に様式13-1により推薦をおこなうこと。また、任命する特別監 督職員又は任命する特別検査職員から様式13-2により承諾を得るものとする。
- 5 経理責任者は、次に掲げる場合には、様式14により検査担当補助者(本学の職員等で検査担当者を補助する者 (当該検査の対象となるものに係る発注者を除く。)をいう。)を命じ、検査担当者は、検査担当補助者に検品又は 確認(以下「検品確認」という。)を行わせ、検品確認及び使用者受領の報告を受けることにより検査を行うこ とができる。
  - (1) 検品確認を行う場所が遠隔地等で、検査担当者がその都度検品確認に立ち会うことが困難な場合。
  - (2) 前号以外の場合であって、他部局の職員に検査担当者の補助を依頼することが合理的であると認められる場合
- 6 前項第2号の規定により、他部局の職員に検査担当者の補助を依頼する場合は、当該部局の経理責任者に様式15-1により依頼し、同時に検査担当補助者から様式15-2により承諾を得るものとする。
- 7 契約を締結した部局以外の部局において、契約の全部又は一部の給付が行われる契約を締結する場合(警備業務

等)は、当該部局の経理責任者が、給付が行われた内容について遅滞なく確認書により、契約 を締結した部局に報告するものとする。

#### (契約基準)

- 第21条 契約規程第35条第2項に定める契約基準は次のとおりとする。
  - (1) 国立大学法人神戸大学工事請負契約基準
  - (2) 国立大学法人神戸大学製造請負契約基準
  - (3) 国立大学法人神戸大学物品供給契約基準
  - (4) 国立大学法人神戸大学役務請負契約基準

#### (誓約書)

第22条 契約規程第36条の規定により契約書の作成を省略した場合においても、300万円以上の契約については契約の相手方より履行誓約書(第12号様式)を徴取するものとする。

ただし、特別な理由がある場合は、履行誓約書の徴取を省略できるものとする。

#### (契約関係書類の決裁)

第23条 契約関係書類の決裁体制については別表3のとおりとする。

#### (書類の様式)

- 第24条 本要領に定める書類の様式は次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 契約伺書
  - (2) 支出契約決議書
  - (3) 予定価格書
  - (4) 随意契約理由書
  - (5) 入札公告(案)
  - (6) 入札指名通知書
  - (7) 入札(見積) 結果表
  - (8) 監督職員通知書
  - (9) 経費精算申請書
  - (10) 契約書
  - (11) 業者表
  - (12) 履行誓約書
  - (13) 特別検査職員推薦書·承諾書·任命簿
  - (14) 検査担当補助者依頼書(部局内)
  - (15) 検査担当補助者依頼書・承諾書(他部局)

附 則

この要領は、平成16年8月10日から実施する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は,平成19年10月30日から施行し,改正後の国立大学法人神戸大学契約等取扱要領の規定は,平成19年10

# 月1日から適用する。

附 則

- この要領は、平成20年4月1日から実施する。 附 即
- この要領は、平成21年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成23年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成23年7月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成24年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成24年12月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成25年11月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成26年4月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成26年11月1日から実施する。 附 則
- この要領は、平成27年10月1日から実施する。